

計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

少子高齢化、高度情報化、経済活動の成熟化など急激な変革の時代を迎えています。

滋賀県では、こうした変化に対応し、女性も男性も互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成10年に策定した男女共同参画推進計画「パートナーしが2010プラン」に基づいてさまざまな施策が展開されています。

このような中、「男女共同参画社会基本法」などの法律が整備され、滋賀県では「男女共同参画推進条例」が平成13年12月に制定、平成14年4月に施行されました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は根強く、それに基づく社会慣行の是正や政策および方針決定過程への女性の参画など多くの課題が残されています。さらに、暴力の防止や性と生殖に関する健康と権利の尊重など、人権の尊重という視点から対応していかなければならない新たな課題も生じています。

このような状況を踏まえ、滋賀県における男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的に進めていくために、条例に基づく新たな計画を策定し、県民一人ひとりが、主体的かつ積極的に取り組むための指針として位置づける必要があります。

2 計画の性格

- (1)男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画のための総合的な計画とします。
- (2) 滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」や県の関連各種計画との整合性を図った計画とします。
- (3) 当審議会の提言をはじめ、県民、事業者や市町村の意見を反映させた県民参画による計画とします。

(4) 行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる行動計画とします。

(5) 男女共同参画推進計画「パートナーしが2010プラン」(平成10年(1998年)策定)の内容を継承しつつ、新たな課題を反映させた計画とします。

3 計画の期間

計画は、初年度を平成15年度(2003年度)とし、目標年度を滋賀県長期構想および国の男女共同参画基本計画と同じ平成22年度(2010年度)とします。

4 計画の目標

喜びと責任をわかち合い 一人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現

計画がめざす滋賀県の姿は、女性も男性も、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で、それぞれの持てる個性や能力を存分に発揮して、喜びを共に享有し、共に責任を担いながら、互いに生きがいを持って意欲的に暮らせる社会です。

5 基本理念

条例に掲げられた次の6つの「基本理念」に則って、滋賀県の男女共同参画の推進に向けた基本的施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行の見直し
- (3) 団体の方針の立案や決定への共同参画
- (4) 家庭生活と社会における活動との両立
- (5) 性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮
- (6) 国際的な取組との協調

6 計画の基本目標

計画では、男女共同参画社会のめざす姿を3つの基本目標に集約して整理しました。

- (1) 男女が共に参画するための基盤づくり

男女が、性別による固定的な役割分担意識を解消し、双方の意見や能力を生かし、心豊かに生活を送ることができるよう、社会制度や慣習・慣行の見直しを進め、男女が方針の立案段階から主体的に参画し共に活躍できる社会をつくる必要があります。

(2) 男女の人権が尊重される土壌づくり

男女が、社会のあらゆる分野で個人としての人権が尊重され、誰もが自らの存在に誇りを持って生きていけるよう、暴力を許さない社会意識の醸成と暴力の根絶に向けた取組みを進め、互いに思いやり、健康で安心して暮らせる社会を築いていくことが必要です。

(3) 男女が共に多様な生き方ができる環境づくり

男女が互いに協力し、支え合い、家庭生活と職業や地域活動とのバランスがとれたゆとりある生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で男女が対等に活躍できる環境をつくる必要があります。

7 重点課題と施策の方向

3つの基本目標に基づき、平成22年(2010年)までの間に滋賀県が取り組むべき課題を、重点課題と施策の方向として掲げ、各課題ごとに施策の基本的な方向を示しています。

8 計画の推進のために

計画は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を総合的、計画的に推進していくためのものであり、広範多岐にわたる施策が含まれるべきものであります。

また、この計画の推進にあたっては、庁内における推進体制の充実はもちろん、県民、事業者、市町村との協働と連携を図りながら、総合的な推進体制をより一層強化していく必要があります。

9 計画の背景

(1) 制度や慣行の見直しと意識の変革

社会制度や旧来からの伝統、習俗、「家」意識等に基づくものの考え方や慣習・慣行が日常生活の中に継承されています。これらは、それぞれの目的や経緯を持って根づいてきたものですが、中には性別によって役割を固定的に捉えたものも見受けられ、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の妨げとなっているものもあります。

平成 12 年に実施した県政世論調査によりますと、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、若年層を中心に徐々に薄れつつあるものの、年代や地域によって意識の中に差が見られます。また、「家庭」、「地域」、「職場」など日常生活の中で、男女の不平等感を感じる人が約 7 割を占めるなど、男女の不平等感が根強く残っている現状が見られます。

このため、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野において、県民一人ひとりが社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)に敏感な視点を持ち、日々の生活や社会の中の良き伝統は継承しつつ、改めるべきところは改め、そのための実践に向けた取組みを進めていく必要があります。

また、行政は、定期的な意識調査や実態調査を行い、男女の置かれている状況や問題点を客観的に把握するとともに、何よりも県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解と日々の生活の中での実践活動に向けての啓発を積極的に進めていく必要があります。

(2)女性の就労の継続と再就労

滋賀県の女性の就労状況は、平成 12 年の労働力人口約 69 万 5 千人に対して、約 4 割を占めるなど、年々増加する傾向にあります。しかし、家事・育児等の家庭責任の多くを女性が担っている現状においては、働く女性が「仕事も家庭も」という二重の負担を背負っているのが現状です。

また、滋賀県は、県政世論調査によりますと、出産で一旦退職し、子育てが一段落したら再び仕事を持つのがよいと考える女性の割合が全国平均を上回っています。実際の就労状況を見ても、出産や育児期にあたる 30 歳代前半の女性の労働力率が 52.5%で谷間となった「M字型カーブ」を描いており、また、この労働力率は全国で 7 位の低さとなっています。

女性が家庭生活と仕事を両立できる働き方を選択する中で、パートタイム労働や派遣労働、在宅勤務等、就業形態の多様化が進んでいます。しかし、パートタイム労働

や派遣労働などは不安定な労働条件のもとに置かれることもあり、就業上の地位が十分に認められていない状況もあります。

こうした中で、女性がライフスタイルに合わせた柔軟な働き方や自らの能力を最大限に発揮して働ける機会が確保されるよう、就労の場においては、労働時間の短縮、各種休業制度の充実および育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり等が一層必要となっており、また、保育所の充実等子育てや介護などの社会的な支援の充実が求められています。

さらに、就業に意欲を持ちながら家事に専念している女性への再就労や起業への支援とともに、男性も仕事中心の生活から子育てや家事労働などに参画するよう、慣習の見直しや労働時間の短縮・休暇制度の普及などにより、男性の働き方を見直すことも必要です。

(3)暴力の根絶と人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。女性も男性も、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

しかし、今なお、人権が侵害されている事実があります。ことに、暴力は、人権侵害の最たるものです。暴力には、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、さまざまな形態がありますが、特に、女性に対する暴力は女性を従属的な状況に追い込むものとなります。

内閣府の実態調査(平成13年11月)では、配偶者等からの暴力は逃げ場がなく被害が潜在化していることが浮かび上がっています。また、滋賀県の意識調査でも、配偶者等からの暴力被害経験のある女性の中には、生命にかかわる深刻なケースもあります。さらに、これらの被害者のうち公的機関へ相談する者は、ごくわずかであるのが現状です。

このため、こうした暴力は、多くの人々が関わる社会的な問題であると同時に、男女の固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況などに根ざした構造的な問題であるとの認識を徹底するとともに、暴力の根絶に向けて形態に応じた幅広い取組みや被害者への支援を緊急に図る必要があります。

併せて、ライフサイクルを通じての性と生殖に関する健康の支援や、個人の尊厳の確立という観点から、メディアにおける人権の尊重への取組みを進めていく必要があります。

